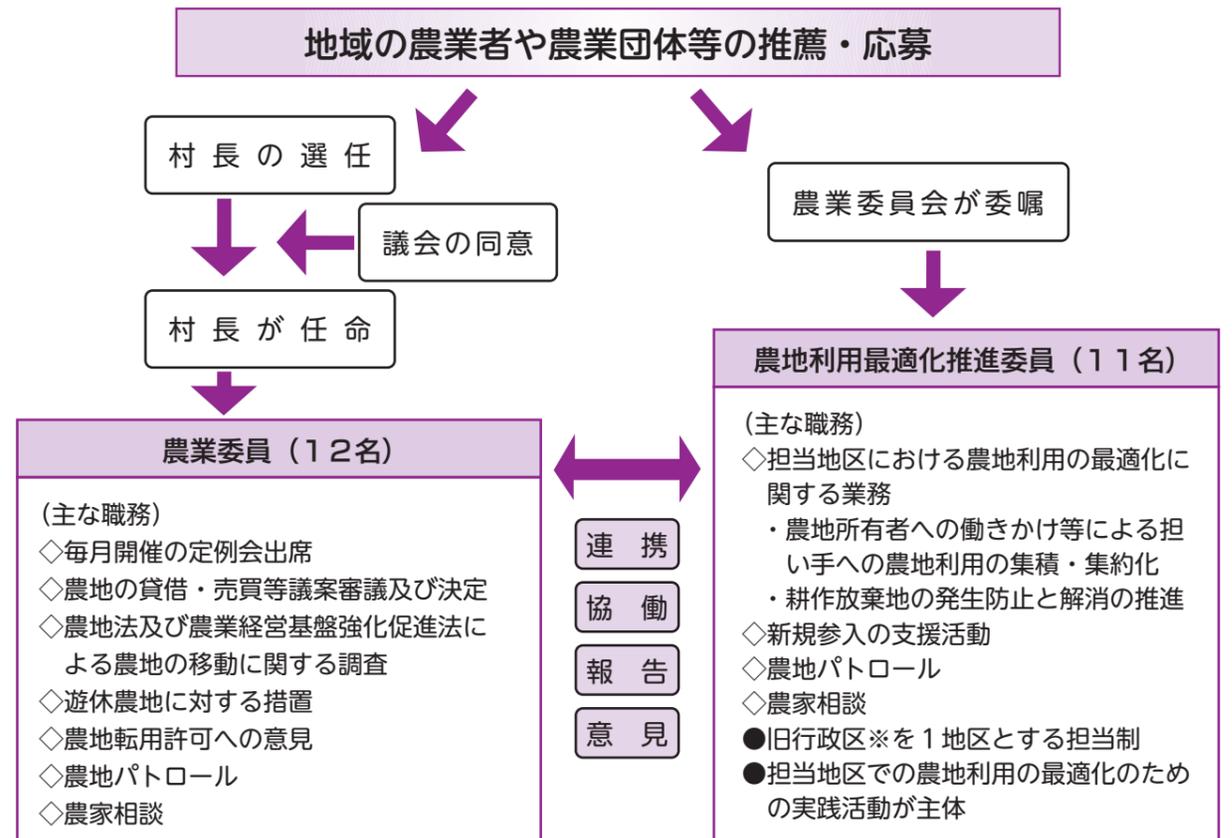


農業委員会制度が変わります

農業委員会等に関する法律の改正により、平成28年4月1日から農業委員会制度が改正されました。現在の農業委員任期中は経過措置が適用されますので、村では平成29年7月20日から新たな組織体制となります。

現在の制度	農地等の利用の最適化の推進を強化	新制度
<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員 15名 公職選挙法による選挙制 ・選挙 (11名) ・議会推薦 (1名) ・JA 推薦 (1名) ・農業共済推薦 (1名) ・土地改良区推薦 (1名) 	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地集積・集約化 ○耕作放棄地の発生防止・解消 ○新規参入の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員 12名 推薦及び応募により村長が選任し、議会の同意を得て任命する。 ・農業委員の過半数以上が認定農業者であること ・1名は非利害関係者（非農家）であること ・女性や青年の積極的な登用 ●農地利用最適化推進委員 11名【新設】 推薦及び応募により農業委員会が委嘱する。

●新制度での農業委員・農地利用最適化推進委員の選出方法



※旧行政区… 衡上、衡中(現衡中、衡中東、ときわ台、衡中北)、衡下、大瓜上、大瓜下、駒場、大森、奥田、蕨崎、松原、衡東行政区の11行政区

◆問い合わせ先 農業委員会 (産業振興課内) ☎341-8514

春の火災予防運動 3月1日～7日
消しましょう その火その時 その場所で
山火事予防運動 3月1日～5月31日
『火の用心 森から聞こえる ありがとう』

3月から5月にかけては空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。火の取り扱いには十分注意し、火の用心を心掛けましょう。

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

- 寝たばこをしない
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防災用品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

山火事防止6つのポイント

- 枯草などのある火災の起こりやすい場所では、たき火をしない
- たき火の場所を離れる時は完全に消火する
- 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない
- 火入れ許可は必ず受ける
- たばこの吸い殻は火を必ず消すとともに、投げ捨てない
- 火遊びは絶対にしない



火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届け出について

焼却禁止の例外に該当するもので野外焼却を行う場合は、「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

届出先・届出の流れ

- ①届出用紙に必要事項を記入し、総務課に提出する。(印鑑をお持ちください。)
- ②黒川消防署大衡出張所に総務課受付済の届出書を持参し届出する。
- ③作業の前後に黒川消防署本部に電話連絡をする。

焼却禁止の例外に該当するもの

- 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物処理
- (例) 田んぼのあぜ焼き、もみ殻のくん炭焼き、林業者の伐採枝の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (例) どんと祭のしめ縄などの焼却
- 震災・風水害・火災・その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物処理
- (例) 災害時の木くずなどの焼却、防災訓練

※「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出書」は火災との見間違えや延焼による火災発生に早急に対応するための届け出で、火入れを許可するものではありません。

◆問い合わせ先

- 総務課
- 黒川消防署本部 ☎345-5111
 - 黒川消防署大衡出張所 ☎345-4161
 - 黒川消防署大衡出張所 ☎345-0900